平成２６年（フ）第８６号
群馬県太田市鳥山上町2249番地５
債務者　坂本アイ子
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１２２号
神奈川県厚木市緑ヶ丘３丁目５番２―401号
債務者　加藤真由美
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１２３号
神奈川県厚木市緑ヶ丘４丁目２番716号、前住所神奈川県厚木市吾妻町１番８―404号
債務者　加藤　里紗
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１８２号
神奈川県平塚市夕陽ケ丘６番13号、前住所神奈川県平塚市菫平15―１―４　パレ菫平212
債務者　池谷　洋子
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１８４号
神奈川県平塚市明石町21番７―901号　オクトピア明石町
債務者　二見キク子
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２１０号
神奈川県伊勢原市石田938番地　ロイヤルハイツⅠ―402号
債務者　小針　　望
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１５６９号
大阪市淀川区三国本町１丁目14番24―1005号
債務者　北野　元子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５９８号
大阪府東大阪市中鴻池町１丁目３番７号グランドウール鴻池505号
債務者　高木　康次
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９４４号
大阪市東淀川区豊新２丁目９番17―101号
債務者　與那嶺勝也
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０１４号
大阪市東淀川区東淡路３丁目５番32号　第５ハウス203号、前住所兵庫県宝塚市伊子志１丁目７番25号
債務者　本　宏一郎
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２４０号
大阪市阿倍野区帝塚山１丁目11番18号、前住所大阪府高石市羽衣１丁目19番16号
債務者　樋口　博子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４１６号
大阪市東成区東小橋１丁目５番８号
債務者　板谷　泰尚
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５２５号
大阪市住吉区苅田４丁目10番17号ヴィレッタ住吉405号
債務者　川村由紀子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５３９号
大阪市淀川区木川西３丁目２番22号　木元文化102号
債務者　栗原　兼敏
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５５５号
大阪府豊中市中桜塚３丁目10番33―501号
債務者　泉本　美貴
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５５９号
大阪府守口市佐太中町４丁目21番８―407号、前住所大阪府東大阪市新庄３丁目19番19号
債務者　上村　心美（旧姓綱島）
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５６０号
大阪市浪速区浪速西２丁目３番２―1106号
債務者　牧野　勝代
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部